

新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入等が減少し、生活資金でお悩みの**学生の皆さま**へ

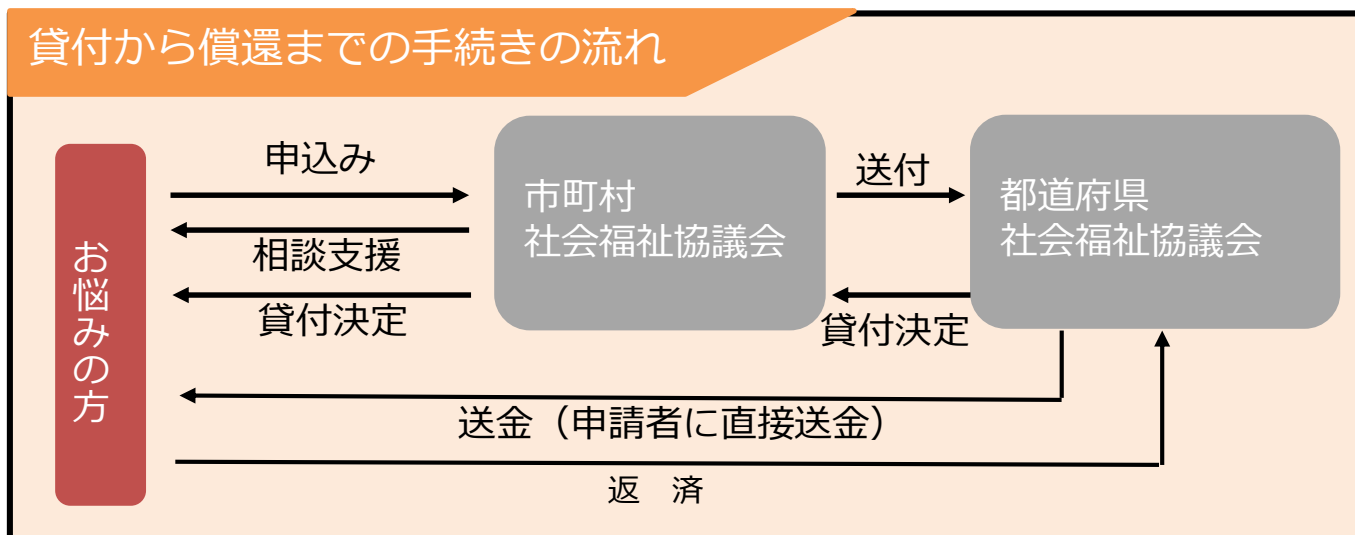
一時的な資金の緊急貸付に関するご案内

埼玉県社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響により生活費等にお困りの方に対して、償還免除の特例を設けた緊急小口資金の特例貸付を実施しております。

本特例貸付は、新型コロナウイルス感染症の影響によりアルバイト収入等が減少した**学生の皆さま**も対象となりますので、生活費等にお困りの方は、是非下記のお問合せ先までご相談ください。

なお、特例貸付の具体的な内容は、裏面をご覧ください。

貸付から償還までの手続きの流れ



※貸付決定し、貸付金送金後、据置期間を経て返済が始まりますので、返済期限内にご返済ください。

お問合せ先 社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 資金課

電話：048-822-1192 F A X：048-822-1449

住所：さいたま市浦和区針ヶ谷4丁目2番65号彩の国すこやかプラザ内

受付時間：（月～金曜日 9:00～17:00 等）

※実際の相談窓口は市町村社会福祉協議会になります

緊急小口資金（特例貸付）

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の費用の貸付を行います。

■対象者

新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯

※ 従来の低所得世帯等に限定した取扱を拡大。

■貸付上限額

- ・ 休業、個人事業主等の特例の場合、20万円以内
- ・ その他の場合、10万円以内

※ 従来の10万円以内とする取扱を拡大。

■据置期間

1年以内

※ 従来の2月以内とする取扱を拡大。

■償還期限

2年以内

※ 従来の12月以内とする取扱を拡大。

■貸付利子・保証人

無利子・不要

■申込先

市町村社会福祉協議会

ご利用に当たって

Q

親から仕送りを受けながら一人暮らしをしていますが、借りられますか？

A

この特例貸付は、世帯に対する貸付であり、学生であるご相談者の世帯が、新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少等により生計の維持が困難となっている場合に対象となります。また、親御様から学費や仕送りの援助を受けている場合は、親御様の世帯と同一世帯とみなされる場合があります。

Q

未成年者ですが、借りられますか？

A

貸付は可能ですが、未成年者で婚姻していない場合には、親権者又は後見人の同意が必要です。